

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
（公開買付けの適用除外となる買付け等） 第六条の二（略） 2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 一 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引 二 法第二条第八項第十号に掲げる行為（次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この項において同じ。）の取引（当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。） イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつていない。 ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付け	（公開買付けの適用除外となる買付け等） 第六条の二（略） 2 法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。 （新設） （新設） （新設）

の申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他の多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法であること。

ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

3 法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、前項各号に掲げる取引による株券等の買付け等（次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。））、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

4 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、第二項第一号に掲げる取引とする。

第七条 （略）

（公開買付規制の適用となる買付け等）

3 法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（新設）

第七条 （略）

（公開買付規制の適用となる買付け等）

2
6 (略)

7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一 前条第二項第二号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて株券等の買付け等の後における株券等買付者（株券等の買付け等を行う者をいう。次号において同じ。）の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

二 株券等買付者が行う株券等の取得（株券等の買付け等及び法第二十七条の二第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第七項第二号に規定する特別関係者をいう。）が行う株券等の取得を株券等買付者が行う株券等の取得とみなして同条第一項第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得として行われる株券等の買付け等

2
6 (略)

7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、株券等買付者（株券等の買付け等を行う者をいう。以下この項において同じ。）が行う株券等の取得（株券等の買付け等及び同条第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この項において同じ。）及びその特別関係者（同条第七項第二号に規定する特別関係者をいう。）が行う株券等の取得を株券等買付者が行う株券等の取得とみなして同条第一項第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得として行われる株券等の買付け等とする。

（新設）

（新設）